

「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見募集について

茨城県では、食品衛生法第24条の規定により、平成16年度から、毎年度、茨城県食品衛生監視指導計画を策定しています。この計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、本県の地域の実情等も踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的として策定しています。

つきましては、「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」について、下記により広く県民の皆様からのご意見を募集することとしましたのでお知らせします。

お寄せ頂いたご意見については、当課でとりまとめのうえ、ご意見に対する考え方を付して公表するとともに、監視指導計画策定の参考にさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

記

1. 募集内容

「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」についてのご意見を募集します。

2. 募集期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月8日（日）まで ※14日間

3. 公表資料

- ・「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」
- ・「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）の概要」
- ・参考資料（用語集）

4. 提出方法

ご意見の提出については、電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれかをお願い致します。

なお、電話でのご意見の受付はできませんのでご了承ください。

（1）提出先

①電子メールの場合

- ・メールアドレス：seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

②ファクシミリの場合

- ・FAX 番号：029-301-0800

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室 あて

③郵送の場合

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室 あて

（2）提出様式

提出様式は任意ですが、個人の場合は、住所、氏名、電話番号を記載してください。

法人の場合は、所在地、法人名、電話番号を記載してください。

5. 提出していただいたご意見の取り扱い

- (1) 提出していただいたご意見は、監視指導計画策定にあたって参考にさせていただきます。
- (2) 提出していただいたご意見の概要及びそれに対する県の考え方を、ホームページ等で公表させていただきます。なお、ご意見の公表に際して、個人名等の個人情報は公表いたしません。
- (3) 提出していただいた書類等は返却いたしません。

6. 問い合わせ先

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室

TEL：029-301-3424

FAX：029-301-0800